

# 令和8年度半導体関連産業への新規参入促進事業に係る企画運営業務委託仕様書

## 1 事業名

令和8年度半導体関連産業への新規参入促進事業

## 2 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日までとする。

## 3 事業の目的

本事業は、広島県内における半導体関連産業の集積強化に向け、半導体関連産業に参入していない県内企業（以下、「県内企業」という。）に対し、①半導体関連産業への興味・関心を高め、②新規参入に向けた具体的な事業アイデアの創出をサポートし、③事業化に向けた専門家による伴走支援を行うことで、県内半導体関連産業への新規参入を促進し、サプライチェーンの強靱化や県内企業の競争力強化等を図ることを目的とする。

## 4 委託業務の内容

次の（1）から（5）の業務について、県と調整・協議の上、実施すること。

### （1）県内半導体関連産業の現状整理と新規参入促進に向けた取組方針の整理・検討

半導体関連産業の市場や技術の動向、県内外の半導体関連企業に係る状況、国・都道府県の取組等に加え、県内企業の有する技術等のポテンシャルを分析し、本事業においてターゲットとすべき領域（分野、業種、技術等）や具体的な支援対象企業について、上記の分野に精通した専門家と共に設定すること。

### （2）県内企業の意識醸成

県内企業に対し、半導体関連産業への新規参入に向けた興味・関心を高めることを目的としたセミナー等を開催すること。本企画の実施にあたっては、以下の項目を踏まえたものとする。

ア 本業務の期間内において3回以上の企画を実施すること。

イ 企画の実施にあたり、業務実施計画、会場準備等を含めた当日の運営タイムスケジュール、会場レイアウト、進行要領等を作成すること。

ウ 経営層など企業の意思決定に一定の影響力を持つ者の参加を図ること。

エ 県内企業と半導体関連企業の人的交流も図れる内容とする。

オ 企画の開催に向け、効果的な募集・周知を行うこと。

カ 十分な人員配置と計画のもとで運営（会場確保、会場準備・撤収、参加者受付、資料の準備・配布、登壇者等対応、機材準備・操作、その他当日の運営一切）を行うこと。

キ 企画ごとにアンケートを実施し、企画参加による参加者の意識変容を捉え、取組成果の分析を行うこと。

### （3）事業アイデア創出のサポート

新規参入に前向きな県内企業に対し、例えばワークショップや勉強会など新事業のアイデア創出を促進する企画を実施すること。企画の実施にあたっては、以下の項目を踏まえたものとする。

- ア 本業務の期間内において2回以上の企画を実施すること。
- イ 企画の実施にあたり、業務実施計画、会場準備等を含めた当日の運営タイムスケジュール、会場レイアウト、進行要領等を作成すること。
- ウ 企画の開催に向け、効果的な募集・周知を行うこと。
- エ 十分な人員配置と計画のもとで運営（会場確保、会場準備・撤収、参加者受付、資料の準備・配布、登壇者等対応、機材準備・操作、その他当日の運営一切）を行うこと。
- オ 企画ごとにアンケートを実施し、企画参加による参加者の意識変容を捉え、取組成果の分析を行うこと。

#### (4) 事業化に向けた伴走支援

新規参入に向けた具体的な新事業のアイデアを持つ県内企業に対して、製品開発や販路開拓に関するビジネスマッチングやマーケティングの支援など、専門家による企業の状況に応じた伴走支援を行うこと。本企画の実施にあたっては、以下の項目を踏まえたものとする。

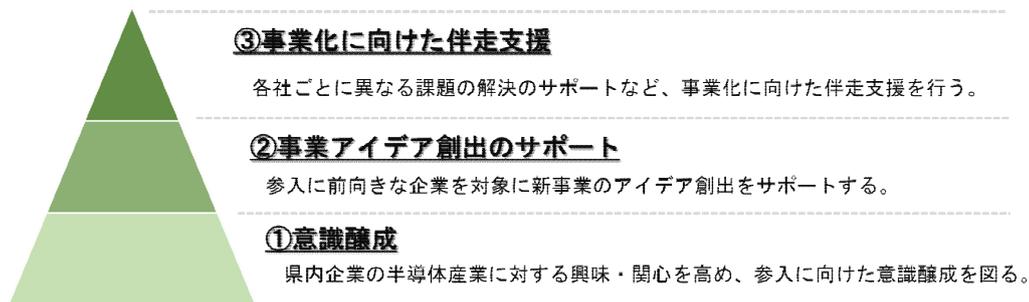
- ア 伴走支援の内容は、各社の状況に応じて、広島県と協議の上で決定することとし、支援対象企業ごとに支援計画を立案し広島県へ提出すること。
- イ 対象企業への支援状況は、広島県に対し、定期的ないし広島県の要請に応じて報告すること。
- ウ 対象企業への支援において、業務実施における課題が発生した場合には、広島県と協議の上、解決策を講じること。
- エ 対象企業への訪問や打ち合わせ等については、対象企業の状況に応じて、目的を達成するために必要と認められる回数を実施すること。

#### (5) 好事例が継続的に生み出される仕組みの検討

新規参入の好事例が継続的に生み出される状態を実現するために必要な仕組みを検討すること。好事例とは、サプライチェーンの強靱化や、県内企業の競争力強化に資するものとする。

- ア 4(1)～(4)の取組も踏まえながら、仕組みのスキームや内容、スケジュール等について仮説を立案すること。
- イ 上記アの仮説について、本業務の実施を通じて検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。
- ウ 上記ア及びイの検討を踏まえ、令和9年度以降に取り組むべき内容について、10月下旬までに広島県に対し報告・提案を行うこと。

#### 【参考】取組の概念図



## 5 委託業務の目標

本業務の目標を次のとおり定める。

全体	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 県内企業の持つポテンシャルと半導体業界の動向等の分析から、新規参入の好事例創出が期待できる領域（分野、業種、技術等）を見出す。</li><li>○ 創出された好事例を横展開が可能なモデルにできるよう、事業化までのプロセス（必要なステップ、工程、関係者の巻き込み等）を分析の上、整理する。</li></ul>
意識醸成	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 企画の参加企業数〔累計：60社〕</li><li>○ 半導体関連産業への新規参入に興味・関心を持った企業数〔20社〕</li></ul>
事業アイデア創出のサポート	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 企画の参加企業数〔累計：15社〕</li><li>○ 事業アイデアの具体化が進んだ企業数〔5社〕</li></ul>
事業化に向けた伴走支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 伴走支援の実施企業数〔3社〕</li><li>○ モデルとなる好事例の創出数〔1社〕</li></ul>

## 6 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、次の点を明確にして、予め県の承諾を得ること。

- ア 再委託する業務の範囲
- イ 再委託の合理性および必要性
- ウ 再委託先の業務履行能力
- エ 再委託業務の運営管理方法

### (2) 実績報告

本業務の業務受託者は、業務を完了した日または業務期間終了後10日以内に実績報告書を県に提出すること。なお、実績報告書の構成等については、広島県と協議の上決定するものとする。また、報告書に併せて、次の成果物も提出すること。

- ア 各企画の実施結果レポート（アンケート結果の集計を含む。）
- イ 伴走支援の実施状況及び結果に関する個社別のレポート

### (3) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として広島県に帰属する。ただし、業務受託者が従前より有する著作物又は第三者の著作物については、業務受託者又は第三者に帰属する。

また、業務受託者は、本業務の実施のために必要な業務受託者が従前より有する著作権又は第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、業務受託者の責任により対処する。

#### (4) 業務の履行に関する措置

ア 本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は業務受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 業務受託者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県へ書面で通知しなければならない。

#### (5) 機密の保持

業務受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務の終了後も同様とする。

#### (6) 個人情報の保護

業務受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行した上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

### 7 留意事項

(1) 業務全体のスケジュールを含む実施計画を設計すること。当該実施計画は、本業務の開始後速やかに広島県へ提出するとともに、月 1 回定例会を行い、月次で進捗の報告を行うこと。また会議等の開催時には議事録を作成し、県へ提出すること。

(2) 本業務を実施するために必要な体制を構築し、責任者、副責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲について明らかにすること。

(3) 本業務の委託料に限らず、業務受託者のリソースの活用や国事業と連携するケースも認める。（ただし、国等の競争的資金等を活用する場合、同一の経費内容については、委託費の対象とすることができない。）

(4) 国や市町、教育機関など、関連する他団体の取組を注視し、重複する内容の回避や関連する取組の連携など、地域企業において効率的かつ効果的な支援となるよう工夫を検討すること。

(5) 業務受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(6) 業務受託者は委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(7) その他、本業務の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。